# 電子書籍等のディジタルコンテンツの 🗗 長期保存と、将来にわたっての利用の保証

―文化的資産の保存に向けた関係機関との連携協力―

# 中山正樹(国立国会図書館電子情報部)



# 目指すところ

国立国会図書館(NDL)は、納本図書館として、 印刷出版物だけでなく、電子情報も含めて、資料・ 情報として収集保存し、将来にわたって利用を保証 する責務を持っている.しかしながらそれらの資料・ 情報のすべてを収集することは不可能である.

NDL は、NDL および他機関が分散して収集・保 存している資料・情報を, 意味的に関連付け, 一元 的に検索・ナビゲートできるようにする. また. 情 報を文化的資産として、将来にわたって利活用でき るようにすることを目指している.

# 使命・経緯

#### ■ 経緯

NDL は、1994年頃から電子図書館構築に向け た活動を行ってきている. 1995 年にはパイロッ ト電子図書館プロジェクトでの実証実験を実施し, 2002年、電子図書館サービスを中心的な機能とす る関西館が開館し、電子図書館事業を開始した.

2004年には、「電子図書館中期計画 2004」を策 定し、ディジタルアーカイブの構築、レファレンス 情報等に到達するための仕組みの充実、さらに、所 蔵場所によらず、一元的にアクセスできるポータル の構築に取り組んできた.

この8年間,電子情報に対する取り組みは,国 の高度情報通信ネットワーク社会推進本部(IT 戦略 本部)が掲げた e-Japan 戦略等で NDL の役割が示 され、それも実現する形でディジタルアーカイブ構

築事業を進めてきた. その実現形が, 2012年1月 にリニューアルオープンした国立国会図書館サービ スシステムの基本的な形であり, 印刷刊行物等の物 理的な資料の収集整理と閲覧提供を管理する業務基 盤システム、電子情報を統合的に収集保存するディ ジタルアーカイブシステム(DAシステム), NDL および他の機関が保有する印刷刊行物、電子情報等 を一元的に検索・ナビゲートする国立国会図書館サ ーチ (NDL サーチ) 等で構成されている  $^{1)}$ .

#### ■ NDL の使命と目標

NDL では、2012 年 7 月に、今後 5 年程度の使命 として「私たちの使命・目標 2012-2016」を策定し、 文化的資産としての収集・保存、迅速かつ的確なア クセス環境・手段の整備, 国内外の関係機関と連携 して、知識・文化の基盤を一層豊かにすること、さ らに、東日本大震災に関しては、出版物に限らずす べての記録を後世に残すことを、柱になる目標とし て掲げた.

#### 関係機関との連携の観点

さまざまな資料・情報を文化的資産として保存し, 利活用を促進するためには,収集,組織化,保存, 提供のシステム構築・運用、業務実施のあらゆる局 面での関係機関との連携協力が不可欠である. 連携 協力の実施に当たっては、姿勢として合意形成にと どまらず, 具体的なアクションとして, 実施してい くことが重要である.

# 収集の観点

#### ■「インターネット資料」の許諾に基づく収集

Web サイトでは日々刻々と新しい情報が発信され、同時に消されていく.時に、機関・組織の改廃・合併により、サイトそのものが消失する.消されていく情報には、後世に残すべき文化的資産も多く含まれ、印刷出版物の形態をとっていないいわゆるボーン・ディジタルのものもある. NDL では、2002年から、各機関の協力のもと、個別の許諾に基づいて、Web サイトを収集し、時間軸で再現できるように保存している.

# ■ 公的機関の「インターネット資料」の制度 的収集

2009年7月に国立国会図書館法と著作権法が改正され、国、地方公共団体、国立大学等の公的機関が発信するインターネット資料について、個別著作権者の許諾なく収集できるようになった。 この法改正に基づき、NDLは、2010年4月から、公的機関のWebサイトの網羅的な収集を開始した。

公的機関の協力により、順調に収集が行われている. なお、国公立大学の機関リポジトリ等は、早期に消失されることなく保存・提供が保証されているとみなされるので、制度的収集は行わず、NDL サーチで、資料の所在場所にナビゲートして、閲覧利用を保証している.

#### ■ 民間の「オンライン資料」の制度的収集

電子書籍,電子雑誌など従来の図書,雑誌に相当しネットワーク上を流通する電子情報を「オンライ



ン資料」と定義している。2012年6月に、国立国会図書館法と著作権法が改正され、オンライン資料の収集が許諾なしにできるようになった。この法律は、2013年1月に施行される。しかしながら、有償で提供されているオンライン資料に関しては、条件の整備等、時間を要するため、当分の間、無償で提供され、閲覧制限機能が実装されていないものを収集することとし、2013年7月からの収集に向けて、運用の検討を行っている。これにより、無償の電子書籍、電子雑誌は、ネットワーク上から消えていっても、将来にわたって利用が可能になる。

## 保存の観点

#### ■所蔵資料のディジタル化

NDL が収集保存している印刷出版物は,経年劣化が進むとともに,閲覧・複写提供により劣化が加速される.原本保存のために,2009年に著作権法が改正され,著作権者の許諾を得ないで所蔵資料をディジタル化することが認められた.2009年度補正予算で,NDL 所蔵資料のディジタル化経費として約127億円が計上され,大規模にディジタル化を実施した.このディジタル化で,NDL 所蔵資料の1/4程度はディジタル化できたが,残りも引き続きディジタル化を進めていく必要がある.しかしながら,国の予算が厳しい状況において,今後も継続的に大量のディジタル化を行う目途は立っていない.

### ■文化的資産の保存

NDL が収集したパッケージ系電子出版物,インターネット資料,もしくはディジタル化した電子情報も,国の知識・文化の基盤となる資料・情報であり,データを失うことはあってはならない.

電子書庫としてのストレージは、東日本大震災アーカイブのためのものも含めると、現在においても2PB(ペタバイト)の容量となる。今後、さらに増加する電子情報の利用を保証するためには、大きく2つの観点がある。1つは、物理的に読めなくならないように保存(物理保存)すること、もう1つは、

ファイルの内容が読めなくならないように保存(論 理保存) することである.

物理保存について, 現時点において半永久的に保 存できる記録媒体は実用化されていないので、膨大 なデータを物理的に読めるようにしていく仕組みの 確立が課題である。現在、GlusterFS というシステ ムの適用を試行している. これは、寿命が5~10 年で数 TB(テラバイト)程度の容量の磁気ディス クを備えた PC を並列に配置したスケーラブルな大 容量分散ファイルシステムで、順次容量の大きな磁 気ディスクに置き換えることで、少しずつ媒体変換 を進め、かつ、必要な容量を確保できる仕組みであ

る. また, このシステムにより, 大規模災害に備えたディザス タ・リカバリ対策として、複数 の分散したセンタで同期する仕 組みの実装も想定している. 近 い将来には、クラウドサービス を活用し、複数の民間クラウド サービスを組み合わせて, 相互 に同期させることで災害時も含 めたデータの保存を図ることも 想定する.

論理保存については、ITの発 展とともに、さまざまな国際標 準,業界標準のフォーマット仕 様を適用した電子情報が存在す

るが、将来にわたって読めるようにすることは大き な課題である.

この問題は、保存の使命を持つ NDL だけでは解 決が不可能である. 新しい媒体, フォーマット仕様 を開発してきた技術者・研究者の方々、国際標準・ 業界標準を策定してきた機関、その仕様を適用した アプリケーションやコンテンツを開発、販売してき た企業など、さまざまな関係者が、現在の利用者の みならず、文化的資産として後世においても利用さ れることを想定して、仕様の共通化、マイグレーシ ョン等に協力して取り組んでいただきたい.

#### 組織化の観点

#### ■組織化の意義

組織化とは、利用者が迅速、的確かつ容易に検索 できるように、メタデータ(書誌データを含む)を 付与して整理することである.

1つの著作物が、単行本として出版され、のちに 文庫本となり、またさまざまな形態の電子書籍とし て,派生して流通しているが,体系的に整理された メタデータが付与されていると、利用者属性(知識 レベル, 嗜好等), 利用環境 (PC, モバイル, アク セス場所等)を考慮して, コンテンツを的確に選択

> できるようにすることが容易 になる.

外形的な情報によるメタデ ータのみならず, セマンティ ック Web 技術等を駆使して本 文テキストからの組織化も行 えると、より利便性の高い検 索サービスが実現できる.



#### ■ 組織化の連携協力

図書・雑誌の出版者,博物館, 文書館,図書館等のいわゆる MLA 機関、その他著作物を提 供するすべての機関が、語彙 の違いを吸収できる共通のメ

タデータ記述規則を適用し, 意味的に関連付けられ ることが重要である. 関係機関で協力してメタデー タの相互交換の仕組みを構築する必要がある.

また, 爆発的に増加する電子情報には, 従来の印 刷刊行物のように人海戦術的な精緻なメタデータの 付与は困難である. 自動的にメタデータを付与する 技術、本文情報も含めて組織化する技術等、大量の データを構造化・マイニングするための研究開発と その成果の実用化が期待されている.

# 電子書籍出版社等との連携

電子書籍は、印刷出版物の延長にあるものであり、文化的資産の1つの形態である.

現在,電子書籍出版は,ビジネスとして立ち上がろうとしている. NDL は,電子書籍によって読者人口が増えて,出版全体の市場が拡大し,出版ビジネスが加速されるように支援するとともに,電子書籍の利用を将来にわたって保証することが役割と考える. そのためにも,民間の市場経済活動を阻害することなく,市場拡大のために,出版界と下記のようなさまざまな連携協力を検討している.

- ・NDL ディジタル化コンテンツの二次利用の促進
- ・電子書籍サイト等、商用サイトへの案内の強化
- ・電子書籍ビジネスのプラットフォーム整備への協力
- ・電子書籍フォーマットの共通化
- ・電子書籍に対する永続的識別子の付与
- ・公共図書館での利用環境の共通化
- ・著作権管理センターの構築・運用の協力

# 新たな取り組み

#### ■東日本大震災アーカイブ

東日本大震災アーカイブは、大震災に関連する、 災害現象そのもの、災害前・災害直後・復興の過程、 災害時の対応、他地域・次世代への教訓等を記録と して網羅的に収集し、後世に残すものである。大震 災の記録は、従来からの収集対象である印刷刊行物 にとどまらず、ビラ類、写真、動画、音声はもとより観測記録等、多種多様である。また、記録を保有 している機関もさまざまであり、早期に収集保存に 着手しなければ、散逸の恐れがある。記録を保有も しくは集約している関係府省、博物館・美術館、図 書館、文書館、企業および先行して震災アーカイブ を構築・運営している組織と協力して、網羅的な収 集と保存を進めたい。

大震災アーカイブポータルに関しては、既存のディジタルアーカイブシステムをベースに、分散アーカイブを構築し、また、統合的に利用できるポータ

ルを構築している。また、見せ方も記録の日時、場 所も意識した閲覧機能の実装を目指している。

#### ■知の共有化に向けた連携

国の第4期科学技術基本計画で示された「知識インフラ」は、知の共有化を目指す分野を問わないモデルであり、2012年1月にリニューアルしたサービス・システムの延長線上にあるものである.

また、東日本大震災アーカイブは、コンテンツ、システムともに、分野を特定した「知識インフラ」の実現形であり、既存のサービスをベースに、必要な機能を実装する。このアプローチは、国の施策としての「ビッグデータの利活用」「知の共有化」に繋がる。

# 政府の施策との連携

知的財産推進計画 2012 (2012 年 5 月知的財産戦略本部) 2) の「戦略 2:日本を元気にするコンテンツ総合戦略」では、「電子書籍の本格的な市場形成」および「コンテンツのアーカイブ化とその活用促進」において、関係府省と NDL が協力して取り組むべき事項の内容とスケジュールが示されている.

「電子行政オープンデータ戦略」(2012年7月IT 戦略本部)<sup>3)</sup>では、オープンガバナンスの方向性 として、国民共有財産である公共データを積極的に 公開すること、機械判読可能な形式で公開し、営利 目的、非営利目的を問わず活用を促進することが示 されている。

また、内閣府総合科学技術会議の科学技術イノベーション政策推進専門調査会 4) において、第4期科学技術基本計画の重点化課題「新たな産業基盤の創出」の重点的取り組みとして「大規模情報(ビッグデータ)の利活用の基盤技術の開発・標準化・普及促進」が明確化され、ビッグデータの収集・蓄積・分析等の研究開発および国際標準化を進めるとされている。NDLのディジタルアーカイブ構築、東日本大震災ディジタルアーカイブポータル構築は、まさにビッグデータを扱うシステムであり、これらの

施策での技術開発、実証実験の成果を活用していき たい.

# 関係機関を繋ぐ役割を果たす

NDL は、「私たちの使命・目標 2012-2016」を策 定し、具体的な実施計画の策定作業を進めている.

NDL は、関係機関との連携により、国としての 資料・情報を、ビッグデータとして利活用できるこ とを目指していく.

今後、さまざまな業種・業態で情報を発信者して いる機関同士、それらの情報を発信している機関と 情報の利用者同士、また、膨大な情報を高度に処理・ 活用するための研究開発・技術開発を行っている組 織同士を繋ぐ役割を果たしたいと考えている.

繋ぐに当たっては、関係機関間の利害調整ではな く, 未来志向でより創造性を持って, 資料・情報の 権利保持者の権利を尊重し、将来的な利活用の拡大 を目指して、共存共栄で協力・分担して進めること が大切である.

#### 参考文献

- 1) 中山正樹:国立国会図書館におけるデジタルアーカイブ構築, 情報管理, Vol.54, No.11, pp.715-724 (2012).
- 2) 知的財産戦略本部: 知的財産推進計画 2012, 知的財産戦 略本部会合議事次第, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ titeki2/120529/gijisidai.html (2012).
- 3) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部:電子行政オ - プンデータ戦略,http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ pdf/120704\_siryou2.pdf (2012).
- 4) 総合科学技術会議:第5回科学技術イノベーション政策推進 専門調査会議事次第,http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ innovation/5kai/index.html (2012).

(2012年8月31日受付)

#### ● 中山正樹 m-nakaya@ndl.go.jp

2002年国立国会図書館入館. ディジタルアーカイブおよびポータ ルの構築に従事. 現在, 館の電子情報関連事業, 情報システム関連 業務を統括.

